北海道告示第10904号

北海道が令和７年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和７年５月15日

北海道知事　鈴木　直道

（総務部所管分その３）

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １　私立高等学校等授業料軽減事業<br>　経済的理由により修学困難な生徒の教育機会の確保と保護者負担の軽減を図るため、道内に私立高等学校(通信制を除く。)、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置している学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条及び第152条第５項に規定する法人をいう。）が行う授業料軽減事業について、予算の範囲内で補助する。 | 学校法人 | 私立高等学校、私立特別支援学校の高等部及び私立専修学校高等課程を設置する学校法人が行う授業料軽減事業に要する経費 | 定額 | 総務第２号様式<br>総務第６号様式<br>総務第７号様式<br>総務第８号様式<br>総務第19号様式<br>別に指示する様式 | 総務第２号様式<br>総務第17号様式<br>総務第18号様式<br>別に指示する様式 | 提出部数　１部<br>提出期限　別に指示する日<br>提 出 先　総務部行政局学事課 | | |
| ２　私立専門学校修学支援事業<br>　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）に基づき、私立専門学校における修学に係る経済的負担を軽減し、その授業料等の減免に要する費用を支弁することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。 | 大学等における修学の支援に関する法律第３条の規定に基づき知事の確認を受けた専門課程を置く専修学校(地方公共団体、公立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が設置するものを除く。)の設置者 | 大学等における修学の支援に関する法律第４条の規定に基づき減免する授業料及び入学金の額 | 10分の10以内 | 総務第２号様式<br>総務第６号様式<br>総務第７号様式<br>総務第８号様式<br>総務第19号様式<br>別に指示する様式 | 総務第２号様式<br>総務第17号様式<br>総務第18号様式<br>別に指示する様式 | 提出部数　１部<br>提出期限　別に指示する日<br>提 出 先　総務部行政局学事課 | | |